

佐賀県告示第401号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、高野鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定(昭和60年佐賀県告示第737号)の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>多久市と大町町との市町界、多久市と<u>北方町との市町界及び大町町と北方町との町界との交点を起点とし、同地点を南へ進み農道鬼ヶ鼻線との交点に至り、同農道を西へ進み農免道路に至り、同農免道路を西へ進み県道武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み多久市と北方町との市町界との交点に至り、同市町界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成17年11月15日から平成26年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度</u>の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>多久市と杵島郡大町町との市町界、多久市と<u>武雄市との市界及び武雄市と大町町との市町界との交点を起点とし、同地点を南へ進み市道鬼ヶ鼻線との交点に至り、同市道を西へ進み農免道路に至り、同農免道路を西へ進み県道武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み多久市と武雄市との市界との交点に至り、同市界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度</u>の適正な活用により被害防止に努める。</p>